

1 すみだ環境共創区民会議とは

すみだ環境基本条例の規定に基づき、環境の共創に関する施策を総合的に推進するため設置されています。すみだ環境の共創プランの推進に関する協議や環境の共創に関する実践活動などを行います。委員は、環境保全活動に実績のある区民及び事業者、環境団体の構成員、公募による区民の 25 人以内で構成します。委員の任期は 2 年です。

2 活動内容【過去の事例】

(1) 環境に配慮した取組の実践、啓発活動

委員が実践している環境に配慮した取組、環境に関する情報を、区のイベント、ホームページ等で PR するなど、区民への啓発活動を行う。

(2) 身近な環境の調査

- ①委員が興味のある環境に関するテーマについて調査・検討を行い、レポートを作成し発表する。
- ②区内企業の見学（企業における環境に対する取組の現状を調査）
- ③区内公園の見学（主な区内の公園・児童遊園の現状を調査）
- ④「区民が作った区民の環境行動指針」の作成
- ⑤区民の CO₂ 発生量に関する調査
- ⑥各委員の家庭での光熱費のデータをもとに削減できる項目の提言
- ⑦省エネ生活の実践・報告

(3) 区の環境施策への参画など

- ①環境フェアへの出展
- ②「すみだ環境の共創プラン」、「緑の基本計画」等の計画策定及び実施状況に対し意見を述べる。
- ③会議での検討を通して環境に関する提言を作成する。

このように、委員のみなさんが中心となり、自由な発想で自主的に企画立案し活動をしています。事務局はその活動をフォローするような形で参画しています。

3 会議の開催

概ね月 1 回、定例的に会議を行っており、会議は、区民会議の自主的な会議と環境の共創の推進に当たっての重要な事項に関して協議等を行う本会議として行うものがあります。会議は、基本毎月第 4 金曜日（午後 6 時 30 分～午後 8 時 00 分）に開催しています。会議は、必要に応じて会長が召集することになっています。なお、委員以外の方でも傍聴をすることができます。

4 報酬

本会議として開催する会議については、1 回の会議につき、出席委員に対して報酬 (7,500 円) をお支払いします。本会議の場合には開催通知文にてお知らせします。自主的な会議について報酬の支払いはありません。

- 5 事務局 墨田区環境政策課環境政策担当 仲戸川・荒井
電話：5 6 0 8 - 6 2 0 9
E-MAIL：KANKYOUSEISAKU@city.sumida.lg.jp